

垂井町の公共下水道



岐阜県垂井町

目次

下水道の役割	1
垂井町公共下水道整備計画	2
下水道ができるまで	3
排水設備	5
下水道が完成すると	6
排水設備工事	7
水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給	8
受益者負担金	9
公共下水道使用料	12
工場・事業場の排水規制	13
下水道を大切に	14



(相川)

下水道の役割

快適なまちづくりは下水道から

町では、公共下水道事業、農業集落排水事業、合併処理浄化槽事業などにより全町を計画的に整備し、自然環境の保全に努めています。また、できるだけ早く下水道を整備し、みなさまにご利用いただけるよう努力を重ねています。

公共下水道が供用開始

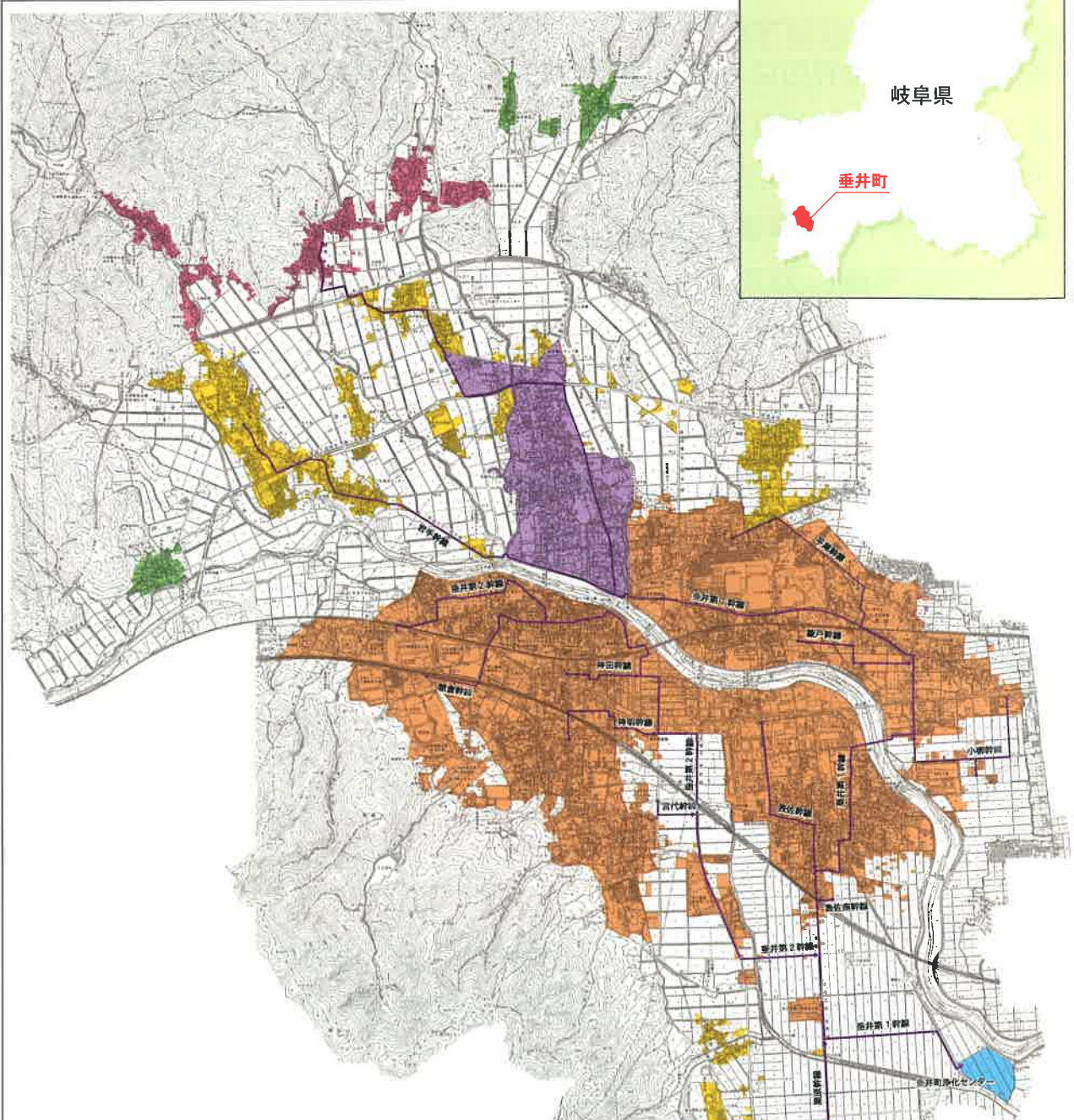
町民のみなさまのご理解とご協力で快適なまちづくりは、着実に進んでいます。下水道の整備も進み、平成14年4月からは公共下水道が供用開始し、表佐・垂井・東・宮代の一部の区域にお住まいの方々が下水道を使用されています。

今後も計画的に下水道を使用できる区域を拡げていきます。下水道の普及促進にご理解とご協力をお願いします。

下水道ができると…



垂井町公共下水道整備計画 (平成28年8月現在)



凡 例

	公共下水道計画区域
	特定環境保全公共下水道計画区域
	既認可区域
	拡大認可区域 (整備目標年次 平成35年度末)
	垂井町浄化センター
	農業集落排水区域
	主要幹線

公共下水道(汚水処理)基本計画概要

	内 容
計画面積	約993ha
計画人口	25,110人
計画汚水量	約14,500m ³ /日(日最大)
排除方法	分流式
処理方法	1.凝集剤添加活性汚泥法 2.凝集剤併用型ステップ流入式多段硝化脱窒法
整備目標年次	平成37年度

下水道ができるまで

下水道工事では、工事に伴う騒音、振動、通行止めなどでみなさまに多大なご迷惑をおかけいたします。しかし、下水道は垂井町のまちづくりにはどうしても必要な工事です。快適な生活環境を実現するため、ご理解とご協力をお願いします。

下水道工事が始まる前に

下水道の工事にかかる前に、該当地区のみなさまには事前に工事説明会を実施します。その後、所有される土地のどこに公共汚水ますを設置するかを決めてください。

公共汚水ますとは、下水道の本管工事が終了し下水道が使えるようになった後に、ご自宅の水回り(台所や風呂場、便所など)を下水道本管に接続するものです。このため水回りと公共汚水マスの間隔が最短距離になる場所に公共汚水ますを設置することにより、後日宅内の排水設備を下水道に切り替える時の工事を容易にすることができます。

公共汚水ます設置申請書の提出

公共汚水ますを設置するにあたって、みなさまのご希望の位置に設置するために公共汚水ます設置申請書を提出していただきます。

この申請書に基づいて下水道の本管を埋設する工事期間中に、所有される土地で道路境界から1 m以内の位置に設置します。



(公共汚水ます設置状況)



増設公共汚水ます設置について

公共汚水ますは、原則、同一敷地内の一区画当たり1箇所の設置です。しかし、自然流下できないなど特別の事情がある場合は、2個以上を自費負担にて設置することができます(この場合、受益者負担金の均等割額は算定されません)。

下水管埋設工事の方法

工事の工法は、次の2通りが代表的です。

① 開削工法

一日約10～20m程度の距離を幅1m、深さ1～4mほどの溝を機械で掘り、そこに下水管を埋設し、その日のうちに土を埋め戻します。

この日進工法では掘っては埋める工程を毎日繰り返しますので、工事場所によって日中は通行止め(片側通行)になりますが、夜間は通行が可能です。

② 推進工法

下水管を深い場所に埋設しなければならない場合に用いる工法です。深さ数m～10m程度の大きな縦穴(“立坑”と呼びます。)を、およそ150m間隔で掘り、その間を推進機という機械の後ろに下水管をつけ、機械が地中を掘り進んでいきます。

この工法は、立坑を掘ったままにしないため、場所によっては交通規制が必要となりますが、ご理解とご協力をお願いします。



(立坑)



(推進機)

アスファルト舗装の時期

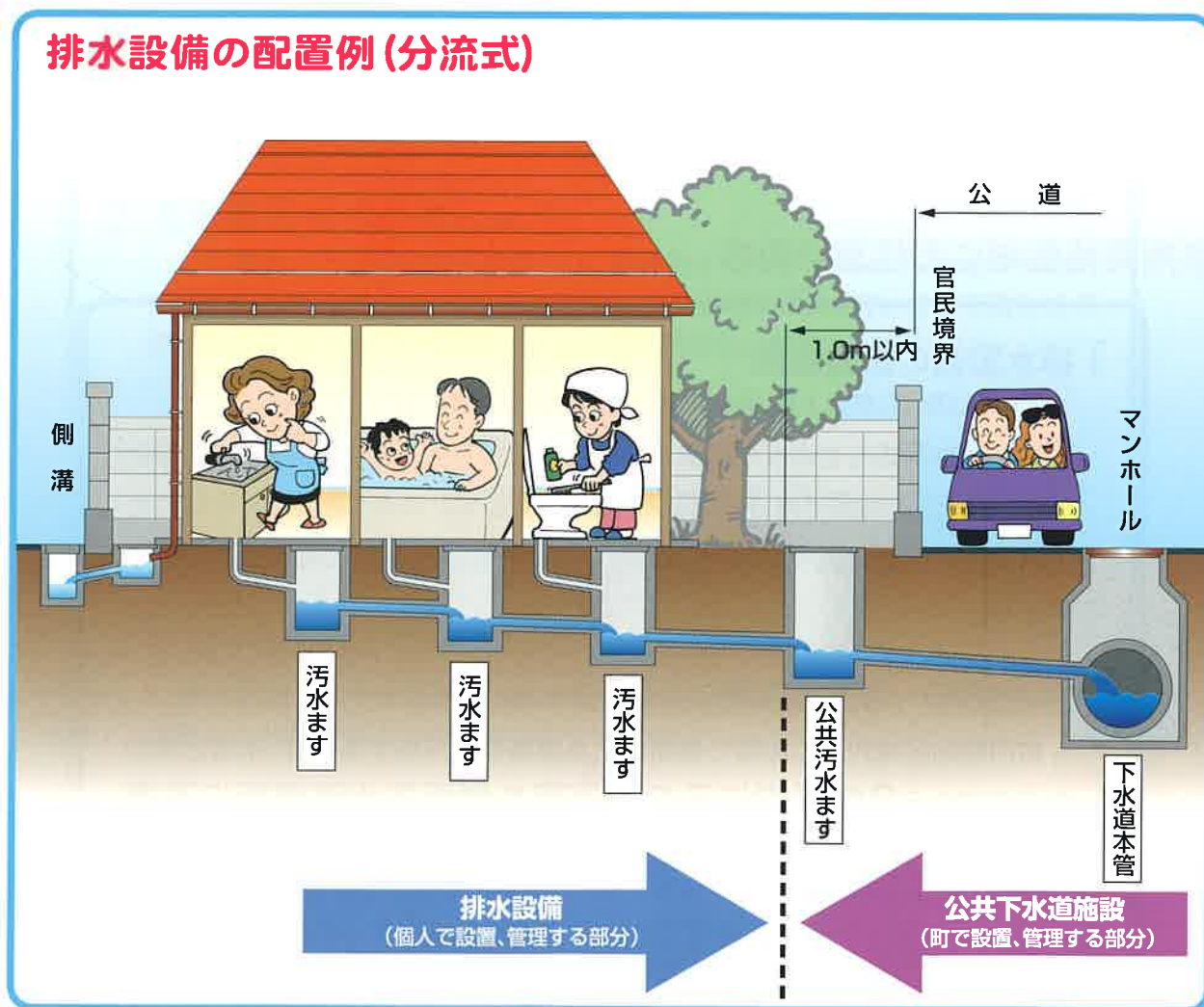
アスファルト舗装は工期途中では仮復旧のみ行い、すべての工事が終了した翌年度以降に、本復旧を行います。

これは一度に行うことにより舗装の継ぎ目を減らすことと、地盤沈下などがないように監視したあと本舗装するほうが仕上がりがきれいになることを考慮しているためです。

排水設備

排水設備とは、家庭や工場などから汚水を下水道に排除するために設ける排水管やますなどのことをいい、各家庭の台所や風呂場、便所などの流し口から公共汚水ますに排水管を接続していただきます。

なお、排水設備(宅内排水管)は下水道の供用開始後、個人の費用負担で工事し、個人で管理していただきます。



下水道の排除方式は分流式です。

垂井町の下水道は、汚水と雨水を別々に排除する分流式をとっています。汚水は公共下水道に流していただき、雨水はそのまま川や水路、側溝に流してください。

新築・増改築の際も必ず、汚水と雨水にわけて、汚水のみを公共汚水ますに接続する方法で施工してください。

下水道が完成すると

「地域ぐるみ」で「早期」に下水道の普及を！

下水道は、健康で文化的な生活を営むための基盤となるものであり、自然と私たちの生活の調和を保ってくれる重要な役割を果たす施設です。

しかし、下水道が整備されても皆さんに利用されなければせっかくの施設も無駄なものになってしまいます。また、地域ぐるみの排水設備の設置、便所の水洗化がなされなければ環境衛生の向上にはつながりません。

そこで「地域ぐるみ」で「早期」に排水設備の設置、便所の水洗化をすすめていただくことが必要です。

供用開始区域にお住まいの方

1 排水設備の設置義務

(下水道法第10条第1項、垂井町下水道条例第4条第1項)

供用開始区域内で汚水を排出する建築物を所有する方は、排水区域の告示がされると、町条例では 1年以内に排水設備(家庭の台所、風呂場などの汚水を下水道に流す施設) を設置しなければならないと義務づけられています。

2 水洗便所への改造義務(下水道法第11条の3)

供用開始区域内にくみ取り便所のある建築物を所有する方は、処理区域の告示の日から 3年以内にそのくみ取り便所を水洗便所に改造しなければならないと義務づけられています。

3 新築・増築・改築される方の義務(建築基準法第31条)

供用開始区域内で、今後、家を新築・増築・改築される方は、設置する便所を水洗便所にして、水洗便所から排水管を公共下水道に接続しなければならないと義務づけられています。

排水設備工事

排水設備(宅内排水管)工事を行う場合は、必ず町の公認した排水設備公認業者へ依頼してください。排水管の内径や勾配、ますの構造などは町の条例などで技術的な基準が定められています。このため排水設備工事は、公認業者以外では施工できないことになっています。

工事の依頼から使用開始までの手順

1 排水設備工事公認業者をきめましょう。

垂井町排水設備公認業者から業者を選定し、直接公認業者に依頼してください。



2 見積書をお願いしましょう。

公認業者と十分に打ち合わせを行い、見積書をお願いしましょう。代金の支払い方法も決めてください。その際の必要書類の署名押印は、自分の目で確かめて行いましょう。町への申請書類は公認業者が代行します。



3 工事の許可

町では提出があった申請書をもとに、施工方法などが適正かどうか審査して工事の許可をします。



4 工事の期間

排水設備工事や水洗便所への改造期間は工事の内容によって異なります。依頼した公認業者とよく相談してください。



5 工事が完了したら…。

工事が完了すると公認業者から町へ完了届が提出され、職員が公認業者と依頼者の立会いのうえで検査をします。(検査済証を交付します。)



6 使用開始届を出しましょう。

工事の完了と同時に使用開始届を提出しましょう。



7 いよいよ快適で衛生的な生活の始まりです。

水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給

水洗化支援制度について

宅内排水設備の工事にかかる費用は個人負担となります。そこで町では、排水設備を設置し、若しくは浄化槽を撤去し、又はくみ取り便所を水洗便所に改造しようとする方に、その工事に必要な資金の融資をあっせんし、それにかかる利子分を交付する制度を設けています。

あっせんの条件

- ・取扱金融機関 (株)大垣共立銀行垂井支店、大垣西濃信用金庫垂井支店、(株)十六銀行垂井支店、東海労働金庫垂井支店、西美濃農業協同組合の垂井町内各支店
- ・融資金額 1戸につき30万円以上、200万円以内
- ・融資利率 取扱金融機関と契約で定める利率(固定金利)
- ・償還期間 60ヶ月(5年)以内
- ・償還方法 元利均等月賦償還(ボーナス返済併用不可)
- ・保証 取扱金融機関が認める信用保証会社等の信用保証(原則、連帯保証人は不要)

あっせんを受けることができる方

◎1年以内に排水設備の設置等、3年以内にくみ取り便所を水洗便所に改造しようとする方又は町長が特に必要と認める方。ただし、法人、団体又は新築の場合は該当しません。

- ・町税及び公共下水道の受益者負担金又は使用料を滞納していないこと。
- ・融資を受けた改造資金の償還能力を有すること。
- ・自己資金のみでは、工事費を一時的に負担することが困難であること。

利子補給

◎当該融資あっせん額に係る利子の全額。ただし、年利率3%を限度とします。

- ・利子補給の時期 借受人が毎年1月から12月までの間に支払った利子に対して、翌年3月末までに交付します。

受益者負担金

下水道は、道路や公園などのように誰もが利用できるものではなく、整備された区域の人々だけが恩恵を受けることとなります。このため、下水道の建設費を税金だけでまかなうことにすると、下水道の利益を受けない地域の人たちにまで負担をかけることになり、公平な負担の原則に反することとなります。

そこで、下水道の建設費の一部を下水道整備によって利益を受ける人(受益者)たちに一度限り負担していただき、より一層の整備促進をしようというのが「受益者負担金」です。

納める根拠は

この負担金は都市計画法第75条の規定に基づき「垂井都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例」の規定により受益者に負担していただくものです。

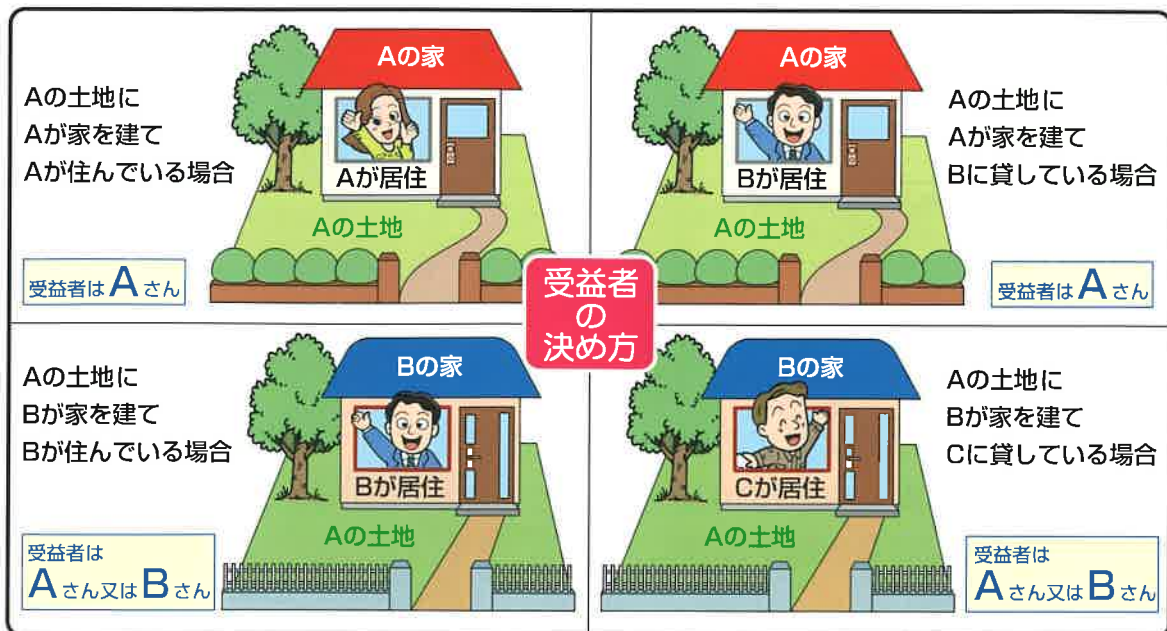
賦課対象区域

公共下水道事業計画区域内で、公共下水道が整備され、接続可能な区域(供用開始区域)を受益者負担金の賦課対象区域として毎年度の当初に告示し、皆さんにお知らせします。

受益者(納めていただく人)

下水道が整備される区域内で土地を所有している方が受益者となります。ただし、その土地に借地権、地上権、質権を持つ方がある場合は、原則としてその権利者が受益者となります。(一時使用のために設定された権利を除きます。)

このため、所有者と権利者で協議のうえ受益者を決めていただき申告をしていただく必要があります。



受益者負担金の額

受益者負担金の額は、公共汚水ます1ヶ所あたり、15万円(均等割額)と、土地の面積に1㎡あたりの単位負担額250円を乗じて得た額(地積割額)の合計額としています。

区 分	受益者負担金の額
均等割額	@150,000円×公共汚水ます設置個数 (ただし、受益者の自費負担により設置したものは除く。)
地積割額	@250円×面積

参考例：敷地600㎡(182坪)で公共汚水ます1個の場合は、受益者負担金は30万円となります。

負担金の対象となる土地

下水道が整備される区域内にある土地すべてが受益者負担金の対象となります。ただし、汚水を排出する建物がある一団の土地について、受益者負担金が発生します。

負担金の納付方法

受益者負担金は年4回で、これを5年間、計20回の分割により納めていただきます。

納 期 一 覧	
第1期	7月16日から同月31日まで
第2期	9月16日から同月30日まで
第3期	11月16日から同月30日まで
第4期	翌年1月16日から同月31日まで

※ 納期の末日が土・日・祝日となる場合は、翌日が納期限となります。

一括納付報奨金

5年間分を第1期の納期限までに一括納付されまると、分割負担金額に納期前月数(540月)と報奨金率(100分の0.5)を乗じて得た額が報奨金として交付されます。

[負担金の額から報奨金の額を減額して徴収します。](賦課対象決定年)

参考例：負担金300,000円の場合は、40,500円の報奨金が交付されます。

負担金の猶予と減免

土地の利用状況や受益者の事情により、負担金の徴収猶予や減免などの制度があります。適用を受けるには、申請が必要となります。

《徴収猶予》

- ・農地、山林等で町長が認める土地。
- ・係争地、袋地などで公共污水ますが設置できない土地。
- ・受益者が災害、病気などにより納付が困難と認められるとき。

《減免》

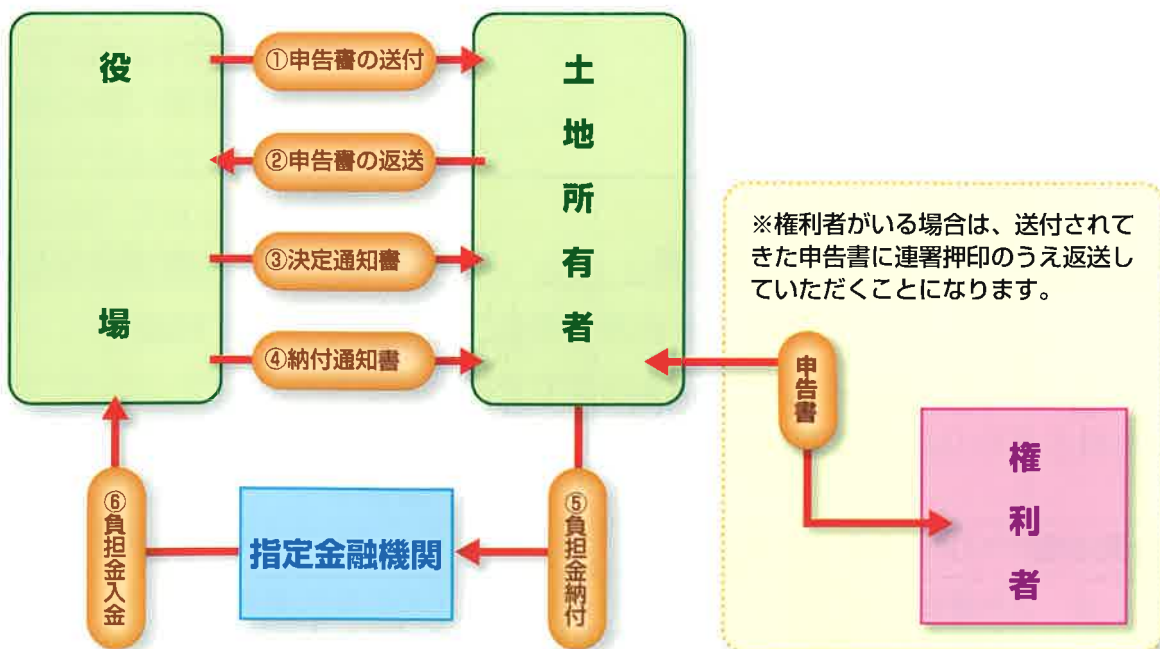
公共性の高い土地、公の生活保護を受けている人が所有している土地については、決められた率により減免が適用されます。

参考例：墓地	100%
公道に準ずる私道	100%
社会福祉法人が経営する施設用地	75%
神社・寺の境内地	50%

受益者の変更

土地・家屋の売買等により受益者が変更になる場合は、ただちに、届け出が必要となります。この手続きをされませんと、旧受益者が引き続き負担金を納めることとなりますのでご注意ください。

受益者申告から負担金納付までの流れ



公共下水道使用料

公共下水道が供用開始になりますと、下水道管渠や垂井町浄化センターは、快適な生活を支えるため、一日の休みもなく稼働します。そのため施設を常に点検し十分な機能を発揮させるため維持管理費がかかります。

この費用は、下水道を使用される方に毎月の上水道(簡易水道)の使用量により算定し、下水道使用料として納めていただきます。また、水道水以外の水を使用している場合は、町の認定基準、または計量装置(個人が設置)により算定します。

下水道使用水量の確定

下水道使用水量は、原則的に水道の使用水量とします。しかし、井戸水などを使用されている場合もありますので、次のように使用水量を決め下水道使用料金に換算します。

- ①上水道(簡易水道)のみを使用されている場合
上水道(簡易水道)の使用水量とします。
- ②井戸水のみを使用されている場合
世帯人員に応じて認定水量とします。
- ③井戸水と上水道(簡易水道)を併用している場合
認定水量と水道使用量のどちらか多い水量を採用します。
- ④上記、②・③で計量装置を使用した場合
②の場合は、計量装置で計測した水量。③の場合は、水道使用量と計量装置で計測した水量との合算となります。

公共下水道使用料金

《下水道使用料金表》1ヶ月

種別	基本料金		従量料金	
	水 量	料 金	水 量	料金(1m ³ あたり)
一般	10m ³ まで	2,000円	11m ³ 以上 50m ³ まで	150円
			51m ³ 以上 100m ³ まで	160円
			101m ³ 以上	170円
公衆浴場	10m ³ まで	2,000円	11m ³ 以上	80円

注 下水道使用料は基本料金と従量料金をたしたものであり、累進制としています。上の料金表で算定した額に消費税を加算した額が下水道使用料です。

《認定水量による下水使用量換算表》1ヶ月

使用人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人
認定水量	9m ³	18m ³	27m ³	36m ³	42m ³	48m ³

注 認定水量は、5人目から1人につき6m³の増となります。

[計算例] 1ヶ月に27m³を使用した場合

(3人家族で認定水量を採用した場合)

① ~10m³(基本料金) = 2,000円

② 11~27m³(17m³×150円) = 2,550円

①+② = 4,550円

※上記の額に消費税を加算します。

工場・事業場の排水規制

除害施設をつくりましょう。

工場や事業所から出る汚水には、家庭のものとは異なる有害な物質が含まれている場合があり、下水道管を傷めたり浄化センターの機能に支障をきたしたりします。こうした工場や事業場では、有害な物質を取り除いて基準以下の水質にする除害施設を設置しなければなりません。

該当される工場、事業所などは事前にご相談ください。

流してはいけない汚水

- 温度の高い排水(45℃以上)
- 酸及びアルカリ排水
- 油脂類を含有する排水
- 多量の有機物のため、汚れがひどくBOD、SSの高い排水
- フェノール、シアン化合物などの毒物を含有する排水
- カドミウム、水銀等の重金属を含有する排水
- その他、下水道施設を破損又は閉塞し、処理作業を妨害する恐れがある排水及び人畜、その他被害を与える恐れがある排水

BOD：「生物化学的酸素要求量」= 汚れの原因となる有機物が、微生物によって分解されるときに消費される酸素の量を表す数値

SS：「浮遊物質」= 水中に浮遊している微細な固形物の量を表す数値



垂井町浄化センター 管理棟

発行／岐阜県垂井町役場 上下水道課

〒503-2193

岐阜県不破郡垂井町宮代2957番地の11

TEL (0584) 22-7517 (直通)
22-7518 (直通)

FAX (0584) 22-5180